

財団法人 森記念財団 寄附行為

第 1 章 総 則

（名称）

第 1 条 この法人は、財団法人森記念財団（以下「本財団」という。）という。

（事務所）

第 2 条 本財団は、事務所を東京都港区に置く。

（目的）

第 3 条 本財団は、森ビル株式会社の創立者である森泰吉郎の業績を記念し、都市再開発と市街地の環境整備に関する総合的な調査研究、人材の養成及び情報の提供等を通じて、良好な都市環境の形成を促進することにより、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 都市再開発又は市街地の環境整備のための構想、計画等に関する自主的な調査研究
- (2) 都市再開発又は市街地の環境整備の促進に資するための人材の養成、関係民間団体に対する助成等の援助・協力
- (3) 関連公的機関等に対する建議・提言・協力
- (4) 情報資料の収集・整理・公開
- (5) 印刷物・図書等の刊行配布及び講演会等の開催
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産 及 び 会 計

（資産の構成）

第 5 条 本財団の資産は、設立時の財産目録に記載された財産のほか、次の各号に掲げる収入によって生じた資産をもって構成する。

- (1) 資産から生ずる収入
- (2) 寄附金品収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

（資産の種別）

第 6 条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2．基本財産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に、基本財産として記載された財産
- (2) 本財団の設立後に、基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3．運用財産は、基本財産以外の財産とする。

（資産の管理）

第 7 条 本財団の資産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

2．基本財産の内、現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

（基本財産の処分の制限）

第 8 条 本財団の基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、出席理事の 4 分の 3 以上の議決を経て、評議会の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（経費の支弁）

第 9 条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

（事業年度）

第10条 本財団の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第11条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の議決を経、評議会の同意を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第12条 会長は、毎事業年度終了後75日以内に事業報告書及び収支決算書を作成し、その年度末の財産目録、貸借対照表とともに監事の監査を経、理事会の承認を得て、国土交通大臣に提出しなければならない。

（剰余金の処分）

第13条 毎事業年度の決算において、剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れ、又は、翌年度に繰り越すものとする。

第 3 章 役 員

（役員）

第14条 本財団に、次の役員を置く。

会長	1名
理事	7名以上12名以内（会長を含む。）
監事	3名以内

（選任）

第15条 理事及び監事は、評議会において選任する。
ただし、議長は、理事及び監事の選任に当たっては議決権を有しない。
2 会長は、理事の互選により定める。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（職務）

第16条 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。
2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した理事がその職務を代行する。
3 理事のうち会長が指名したものが、本財団の日常の業務を処理する。
4 理事は、理事会を構成し、業務の執行に当たる。
5 監事は、民法第59条第1号から第3号までに規定する職務を行うほか、理事会及び評議会に出席し、意見を述べることができる。

（任期）

第17条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 役員は任期が満了した場合又は辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解任）

第18条 役員が、心身の故障のためその職務を行うことができないとき、又は役員としてふさわしくない行為があったときは、会長は、理事会において、出席理事の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。
2 前項の解任は、評議会の承認がなければ効力を生じない。

（役員の報酬）

第19条 役員は、無報酬とする。
ただし、本財団の業務に常時従事する場合はこの限りでない。
2 前項ただし書の役員報酬は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 4 章 理 事 会

（構成）

第20条 理事会は理事をもって構成する。

（議決事項）

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項について議決する。

（招集）

第22条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事の3分の1 以上、又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開催日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第23条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第24条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

（議決）

第25条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第26条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は、他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、前2条の規定の適用については当該理事は出席したものとみなす。

（議事録）

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)日時及び場所(2)役員の現在数(3)出席者の氏名（書面による表決をした者及び表決の委任をした者を含む。）(4)議決事項(5)議事の経過、要領及び発言者の発言要旨(6)議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及び出席理事の中から、その理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評議員及び評議会

（評議員）

第28条 本財団に評議員15名以上25名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員の任期については、第17条の規定を準用する。この場合において、第17条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議会）

第29条 本財団に評議会を置く。

- 2 評議会は、会長及び評議員をもって構成する。
- 3 評議会は、この寄附行為に別に定める事項を行うほか、本財団の業務運営上の重要事項について会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。
- 4 評議会は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 5 評議会の議長は、会長がこれに当たる。

- 6 評議員については、第22条3項、第24条、第25条、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議会」と、「理事」とあるのは、「評議会構成員」と読み替えるものとする。

第 6 章 研 究 所

(研究所)

- 第30条 第4条第1号、第2号、及びこれに関連する第6号の業務を遂行するため、本財団に研究所を置く。
- 2 研究所の組織及び業務運営に関する事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 7 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

- 第31条 本財団の業務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。
- 2 職員は有給とする。
 - 3 前項に掲げるもののほか、事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 8 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

- 第32条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の議決を経、評議会の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可がなければ変更することができない。

(解散)

- 第33条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の議決を経、評議会の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けた場合に解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第34条 本財団が解散したときの残余財産は、理事の4分の3以上の議決を経、評議会の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を受けて、本財団と類似の目的を持つ他の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(委任)

- 第35条 本財団の運営について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。
- 2 本財団の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和57年3月31日までとする。
- 3 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、別添のとおりとする。
- 4 本財団の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず、別添のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。